



発行所
一般社団法人神奈川青色申告会
横浜市神奈川区西神奈川
1-9-3 グレース竹和武番館3階
TEL 045-577-0615
FAX 045-577-0618
URL: <https://kanagawa-aoi-ro.com/>



9月1日より 記帳確認指導会 を開催いたします！

記帳確認指導会では、日々の記帳や集計表・合計残高試算表・減価償却計算書などが適正であるかを確認いたします。確定申告時スムーズに決算申告を行うためには事前準備をしておくことが重要です。確定申告期の混雑時には、記帳指導は行いませんので、この機会には是非お越しください。

特に次に該当する方は必ずお越しください。

- 10万円以上の資産（車、建物、設備、備品等）を買い替え又は新たに取得した方
- 青色申告決算書の作成方法がわからない方や確定申告指導会に2回以上ご来所した方
- 合計残高試算表が合わない方
- 消費税（インボイス）に対応した記帳について不安のある方
- 今年初めて青色申告をする方、新しく入会された方
- 会計ソフトブルーリターンAの入力の仕方がわからない方

＊記帳確認指導会にお持ちいただくもの

1. 記帳している帳簿・月別総括集計表・合計残高試算表
※ブルーリターンAユーザーの方はバックアップデータ又はパソコン
2. 過去3年分の青色申告決算書及び確定申告書（所得税・消費税）の控え
3. 事業で使用している預金通帳
4. 源泉関係の書類（令和7年上半期分と令和6年全期分）
5. 経理処理がわからない取引がある場合は、その関係資料（車両購入時の注文書、売上明細書等）

確定申告時に優先予約を受けたい人 必見！

記帳確認指導会（9月～）と決算準備指導会（12月～）にご参加いただき事前準備が整っていると認められた方は、確定申告指導の優先予約を受けることができます。

事業所得や不動産所得等のある方には **帳簿の記帳・保存義務** があります！

- ✓個人で事業や不動産貸付け等を行う全ての方（所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方も含みます。）は、記帳と帳簿書類の保存義務があります。
- ✓請求書や領収書などに相当する電子データをやりとりした場合には、原則、その電子データを一定の要件の下で保存する必要があります。
- ✓売上げに関する帳簿を保存していなかったことや、帳簿の売上についての記載が不十分なことが税務調査において把握された場合は、加算税が重くなる場合があります。

帳簿・書類の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や棚卸表、請求書、領収書などの書類を下表のとおり保存する必要があります。

▼青色申告の場合

保存が必要なもの			保存期間
帳簿	仕訳帳、総勘定元帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳など		7年
書類	決算関係書類	損益計算書、貸借対照表、棚卸表など	7年
	現金預金取引等関係書類	領収書、小切手控、預金通帳、借用証など	7年
	その他の書類	取引に関して作成し、又は受領した上記以外の書類（請求書、見積書、契約書、納品書、送り状など）	5年

ご注意 消費税の課税事業者が仕入税額控除の要件として保存すべき請求書等や、インボイス発行事業者として交付した適格請求書の写し及び提供した電磁的記録については、上記に関わらず7年間保存する必要があります。

着任のごあいさつ



神奈川税務署長

黒木 総一郎

残暑の候、一般社団法人神奈川青色申告会の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動により東京国税局査察部査察開発課長から転任してまいりました黒木でございます。前任の金子同様、変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。

伊藤会長をはじめ役員並びに会員の皆様方には、平素より税務行政全般にわたり、深いご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

貴会におかれましては、誠実な記帳に基づく適正申告の推進及び税知識の普及を基本活動に掲げ、日頃から会員の皆様方への指導・啓発に熱心に取り組んでいただいております。これらの会活動は、税務行政の円滑な運営に欠くことができない大きな役割を果たすものであり、心から敬意を表するとともに、厚く御礼申し上げます。

また、令和6年分確定申告では、青色コーナーの運営をはじめ、税理士会による無料申告相談の受付業務や会員の皆様とのe-Taxによる申告など多方面にわたり多大なるご支援とご協力を賜りました。

た。加えて、インボイス制度や定額減税の積極的な周知・広報など多岐にわたりご協力をいただき、お陰をもちまして大きな混乱もなく無事に終了することができました。これもひとえに皆様方のご支援とご協力の賜物と、重ねて御礼申し上げます。

私ども国税当局といたしましては、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という税務行政の将来像に向けて、自宅からのe-Taxによる申告やキャッシュレス納付を推進し、納税者サービスの充実に努めてまいりますので、今後ともお力添えをいただきますようお願い申し上げます。

なお、令和7年度の税制改正では、基礎控除や給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設が行われました。この改正により、源泉徴収義務者の皆様におかれましては、昨年に引き続きご負担をおかけしますが、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに当たり、一般社団法人神奈川青色申告会のご発展、会員の皆様方の益々のご健勝並びに事業のご繁栄を祈念いたしまして着任の挨拶とさせていただきます。

定期人事異動

神奈川税務署

関係職員ご紹介(敬称略)

①出身地 ②趣味等③今年の抱負等

副署長 個人課税担当

アメ ジマ ミチ アキ
雨 嶋 通 明

①大阪府 ②音楽フェス
③高松局から転任してまいりました。
青色申告会の会員の皆様には、引き続き、税務行政に対するご理解とご協力をお願いします。



総務課長

モリ ナガ キヨ ノリ
森 永 清 則

①福井県 ②日帰り温泉巡り
③明るく風通しのよい職場を目指して頑張ります。
昨年に引き続き、よろしくお願いします。



個人課税第1部門 統括官

イマ イ ナオ ユキ
今 井 直 之

①長野県 ②サッカー観戦、猫
③「神奈川区民まつり」、「ふるさと港北ふれあいまつり」などの地域活動を通じて、会活動に貢献できるよう尽力します。
1年間どうぞよろしくお願いします。



個人課税第1部門 指導担当上席

スガ ユ ミ コ
菅 由 美 子

①秋田県 ②おいしいお酒とスイーツのお店を探すこと。
③1年間健康に過ごしたいと思います。



役職	新任者		前任者	
	氏名	前任地	氏名	発令地
署 長	黒木総一郎	局査察部 査察開発課長	金子 彰宏	局調査一部 事確審査調査官
法人担当 副署長	前田 章秀	金沢審判所 総括審判官	一ノ瀬新志	熊本局 業務センター 統括官
総務担当 副署長	岡部 博昭	留任	岡部 博昭	留任
個人担当 副署長	雨嶋 通明	高松局 課税部 課税総括 課長補佐	佐藤 政彦	雪谷署 副署長
総務課長	森永 清則	留任	森永 清則	留任
個人課税 第1統括官	今井 直之	局総務部 人事2 人事専官	永富 常雄	藤沢署 特官所得 特調査官
個人課税 指導上席	菅 由美子	留任	菅 由美子	留任

【不足額給付】定額減税を補足する給付金について

「不足額給付」とは、次の事情により、令和6年度に実施した調整給付の支給額に不足が生じる場合に、令和7年度に追加で支給を行うものです。①調整給付の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額（令和6年分推計所得税額）を用いて算定したことなどにより、令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したことで、本来給付すべき所要額と当初調整給付額との間で差額が生じた場合。②本人及び扶養親族等として定額減税対象外であり、かつ低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員にも該当しなかった場合（例：年間給与概ね100万円以下の事業専従者）。

横浜市では対象者に「支給のお知らせ（手続不要）」または「確認書（手続必要）」を、対象者と見込まれる方で申請が必要な方には「制度案内はがき」をお送りしています（7月15日～）。また横浜市ホームページには、ご自身が給付の対象となるか確認できる各フローチャートや、制度概要、申請手続、支給方法、対象例、よくあるお問い合わせなど掲載されておりますのでご覧いただきご確認ください。尚、不足額給付の申請には申請期限（横浜市は令和7年10月31日必着）があります。その他、自治体によって通知発送時期、手続きの流れなどが異なりますのでご注意ください。

対象要件を満たしているが通知が届かない方、不足額給付の詳細についてはお住いの自治体のホームページでご確認ください。コールセンター、各区役所に設置の申請サポート窓口にお問合せいただきますようお願いいたします。

※当会へお問合せいただいてもお答えできませんのでご了承ください。

●横浜市定額減税補足給付金（不足額給付）コールセンター

【TEL】0120-045-320

【受付時間】9:00～19:00 土日祝日を除く

横浜市 不足額給付

※給付金を装った詐欺にご注意ください！



横浜市からのお知らせ

税証明の申請は オンライン申請 が便利です！！

横浜市では24時間いつでも・どこからでもオンラインで税証明を申請することができます。

オンラインで申請いただいた税証明は、郵送でご自宅に届くので、**区役所等窓口への来庁が不要**です。

また、郵送請求では必要な定額小為替や返信用封筒のご用意が不要になります。

大変便利なオンライン申請を是非ご利用ください！

（横浜市電子申請・届出システムへの利用者登録や、専用アプリのインストールが必要です。詳しくは申請ページをご覧ください。）

■取得できる証明書

- ・市民税・県民税・森林環境税課税（非課税）証明書
 - ・固定資産税に関する証明書（評価証明書・公課証明書）
 - ・納税証明書（※）
- （※）一部対象外のものがあります

■申請できる方

- ・マイナンバーカード（署名用電子証明書が有効なもの）を所有する個人の方
- ・「商業登記に基づく電子証明書」を所有する法人の方

■申請ページ

こちらのウェブページから申請ください。（個人の方はスマートフォンから、法人の方はパソコンから申請ください。）

横浜市 税証明 オンライン申請

検索

小規模企業共済
こんな悩みに応えます
毎月に不安を感じたら 無償の月給で 設立をしたい

制度の特長

- 1 経営者のための **退職金制度**
- 2 掛金は **全額所得控除**
- 3 受取時も **税制メリット**

他にもこんな特長があります。

- 月々の掛金は1,000円から
- 契約更新し付けの利用が可
- 共済金の受給額は控除禁止

※ 詳しくは、ホームページまたは パンフレットをご覧ください
（お問い合わせ先）045-220-4444（代表）
（受付時間）9時～17時（土日祝日を除く）

オンラインで加入申し込み受付中

加入後の一部手続きもオンラインで可能。
税金払込票の電子交付、年金月額の振替送金、住所等の変更 など

小規模共済の詳しい内容は、
小規模共済のパンフレットをご覧ください。



この度、第54回青色学校を当会事務局にて開催いたしました。
7月11日から23日までの全4回の日程で行われ、6名が受講いたしました。複式簿記の初歩、記帳の基本から決算まで、練習問題に沿って具体的な取引について学習いたしました。
青色学校で勉強したことは、今後の事業の記帳に活かしていただけることと思います。

第54回 青色学校開催

